

(案)

令和〇年〇月〇日 制定（国空無機第〇〇号）

航空局安全部無人航空機安全課長

離着陸場所管理団体の飛行届出要領

1. 目的

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の 2 ただし書の規定に基づく航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条第 1 項第 3 号の規定により、無人航空機の離陸場所又は着陸場所（以下「離着陸場所」という。）を管理する団体（以下「離着陸場所管理団体」という。）が、要件に該当する飛行を行うことにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合においては、無人航空機登録原簿に登録を受けずとも無人航空機を航空の用に供することができることとされており、これに伴い、法第 132 条の 5 第 2 項ただし書の規定により、当該無人航空機の飛行に当たっては無人航空機への登録記号の表示等の措置についても適用が免除されることとなる。

本要領は、無人航空機の登録及び登録記号の表示等の義務が適用除外となる離着陸場所管理団体が行う飛行の届出方法及び当該飛行を行う場合に講ずるべき措置に関する要件を定めることを目的とする。

2. 離着陸場所管理団体及び飛行の要件

規則第 236 条第 1 項第 3 号の離着陸場所管理団体について無人航空機の飛行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が定める要件及び同号イ～ニに掲げる飛行の要件は、以下に定めるとおりとする。

(1) 離着陸場所管理団体の要件

- ① 航空法をはじめとした各種法令等を遵守して安全な飛行を行うことを目的として、無人航空機の離着陸場所を管理（※1）し、規約又は会則（以下「規約等」という。）を設けていること
- ② 当該団体に所属し無人航空機を飛行させる者（以下「構成員」という。）の情報や機体、離着陸場所を適正に管理する能力を有していること
- ③ 安全な飛行に資するためラジコン関連団体（※2）との間で飛行の安全に関する情報が共有されており、ラジコン関連団体と共有している安全情報を規約等に定めていること
- ④ 構成員に対して安全管理及び規約等の遵守の徹底を図ること

(案)

⑤ 国土交通省航空局（以下「航空局」という。）、警察及び消防その他の関係機関からの問い合わせに適切に対応すること

※1 離着陸場所の管理及び整備、第三者の立入管理や補助者の配置等の措置

※2 ラジコン関連団体とは、以下の要件に適合する旨の申出をし、航空局が適切と認めた団体とする。

- ・ 我が国におけるラジコン模型航空機文化の振興に寄与することを目的としていること
- ・ (2)⑥Aの規定に適合する機体の性能要件（以下「機体仕様限界」という。）を定めていること
- ・ 全国的なネットワークを持ち、離着陸場所管理団体及び構成員に対して遵守すべき航空法をはじめとした各種法令、飛行ルール、機体仕様限界、安全飛行に関する周知及び指導等を継続的に行っていること
- ・ 離着陸場所管理団体や構成員の各種情報を適切に管理していること

(2) 飛行の要件

① 娯楽を目的としたものであること

娯楽とは、趣味としての純粹飛行、航空スポーツ又はレクリエーション等を目的とした飛行であって、営利目的をはじめとしたこれらの目的以外の要素を含む各種業務やビジネスでの飛行等は該当しない。

② 離着陸場所管理団体が管理する離着陸場所周辺の区域（以下「飛行区域」という。）において飛行するものであること。

飛行区域とは、離着陸場所管理団体において定めた規約等に基づく安全確保措置のもと、機体仕様限界に適合した無人航空機を飛行させる場所をいう。

③ 構成員が行うものであること

構成員は、規約等を遵守し、機体仕様限界に適合した機体を安全に飛行できる者であること。

④ 飛行以外の機能を有しない機体であること

飛行以外の機能とは、カメラ、撮影、データ収集及び物体の運搬・散布等のほか、機体外部の情報を取得し、飛行の安全性の向上又は安全な飛行の確保に寄与しない機能をいう。なお、機体の安定飛行を目的とする機能については、飛行以外の機能には該当しないものとする。

⑤ 飛行させる機体を目視により常時監視して行うものであること

飛行区域上空の一定の高度以下の空域（以下「飛行空域」という。）において、操縦者が肉眼で常時確認できる範囲で自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）によらずに飛行させるものであって、操縦者が肉眼で常時監視できる範囲を超えて飛行を可能とする目視外飛行能力（自律飛行やFPVによる飛行能力を含む）を有しない機体であること。

⑥ 規則第236条第1項第3号ニのその他の要件

A 飛行させる無人航空機が以下に規定する機体仕様限界に適合するものである

こと

- a. 最大重量（飛行時燃料を含まず）・・・・・・・・・・ 15 kg
- b. 最大翼総面積（主翼・水平尾翼合計面積）・・・・・・・・ 250d m²
- c. 最大回転翼面積（最大ローター排気面積）・・・・・・・・ 250d m²
- d. 最大翼面荷重・・・・・・・・・・ 200g/d m²
- e. 最大ピストンエンジン合計排気量・・・・・・・・ 125cc
- f. 最大タービンエンジン合計推力・・・・・・・・ 15 kg
- g. 最大無負荷動力電圧・・・・・・・・ 51V

B 5. 5-1. に定める安全管理措置を講じていること

3. 届出に係る手続

離着陸場所管理団体の飛行届出は、飛行を開始する前までに、届出を管理する者（以下「届出管理者」という。）が、ドローン情報基盤システム（以下「登録システム」という。）によるオンラインで手続を行うものとする。

なお、届出とは、国等に対して一定の事項を通知する行為であり、届出書への必要事項の記入など形式上の要件を満たす必要があることから、この要件を満たさないものは受理がなされず、届出としての法的効果は発生しないことに留意すること。また、構成員の氏名、飛行空域等の届出事項に誤りがあった場合、意図せず届出事項に沿わない形で無人航空機の飛行が行われ、航空法違反となるおそれがあることにも留意すること。

そのほか、規則第 236 条第 7 項の規定により、登録及び登録記号の表示等の義務の適用を受けずに飛行できる期間（以下「有効期間」という。）は、届出が受理された日から起算して 3 年以内とする。

(1) 離着陸場所管理団体の飛行の届出事項

規則第 236 条第 1 項第 3 号の規定による届出に当たっては、同条第 3 項の規程に基づき次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を記載した届出書を提出しなければならない。なお、届出書の記載事項の詳細は 4. に示す。

- ① 離着陸場所管理団体の名称
- ② 離着陸場所管理団体の代表者の氏名
- ③ 離着陸場所管理団体の住所、電話番号及び電子メールアドレス
- ④ 離着陸場所の所在地
- ⑤ 飛行空域
- ⑥ 構成員の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
- ⑦ 構成員を特定するための番号
- ⑧ 規則第 236 条第 3 項第 6 号の「その他参考となる事項」
 - ・ ラジコン関連団体から付与された離着陸場所管理団体を特定するための番号

(2) 変更の届出

離着陸場所管理団体の飛行届出を行った後に、届出事項を変更する場合は、変

(案)

更がない事項を含めて(1)に定める届出事項を記載した届出書を登録システムで提出すること。なお、有効期間中に届出事項の変更等を行った場合は、新たな有効期間は当該変更の届出が受理された日から起算して3年以内とする。

(3) 更新の届出

届出の有効期間の更新を行おうとする場合は、有効期間の満了日までに(1)に定める届出事項を記載した届出書を登録システムにて提出すること。この場合、新たな有効期間は当該更新の届出が受理された日から起算して3年以内とする。

(4) 届出の抹消

離着陸場所管理団体の解散等により当該団体に係る届出を抹消しようとするときは、離着陸場所管理団体を特定するための番号、抹消する日付及びその理由等を付記し、電磁的方法(電子メール)により手続を行うこと(登録システムによる手続は行えないため留意すること)。

・送付先：●●@mlit.go.jp

4. 届出の記載事項

規則第236条第3項に基づき登録システムにより届け出るべき事項の内容は、次のとおりとする。

(1) 離着陸場所管理団体の名称

離着陸場所管理団体の正式名称とする。

(2) 離着陸場所管理団体の代表者の氏名

離着陸場所管理団体の代表者の氏名とする。

(3) 離着陸場所管理団体の住所、電話番号及び電子メールアドレス

離着陸場所管理団体の代表者又は事務局の住所とする。また、連絡先については、飛行空域での飛行中を含め、当該団体の代表者と常時連絡の取れるものであること。

(4) 離着陸場所の所在地

離着陸場所管理団体が管理する離着陸場所の所在地とする。

(5) 飛行空域

飛行空域のうち飛行区域については、地図上にその範囲を示した地図データ(GeoJSONファイル)を提出すること。なお、飛行区域は、(4)に示す離着陸場所の区域を包含するものであること。高度については、飛行空域の上限となる地表からの高度を記載すること。なお、飛行空域の高度として地表から150m以上の高度を設定した場合、届出が行われた飛行空域内であっても高度150m以上の空域で無人航空機を飛行させる場合には、6.(5)に規定するとおり、航空法第132条の85第1項第1号に規定する特定飛行に該当し、無人航空機の登録及び登録記号の表示等の義務が適用されることに留意すること。

(6) 構成員の氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレス

構成員の氏名、住所及び常時連絡の取れる電話番号とする。なお、構成員のうち

(案)

連絡のとれる電子メールアドレスを所持していない者については、離着陸場所管理団体の代表者が当該構成員と速やかに連絡を取ることが可能である場合に限り、電子メールアドレスの届出は不要とする。

(7) 構成員を特定するための番号

個人を一意に特定することのできるラジコン関連団体が管理及び発行する番号（以下「識別番号」という。）を記載すること。

(8) 規則第 236 条第 3 項第 6 号の「その他参考となる事項」

ラジコン関連団体から付与された離着陸場所管理団体を特定するための番号を記載すること。

5. 飛行を行うにあたって講じる措置

5-1. 飛行空域において講じる安全管理措置

飛行空域において無人航空機の飛行を行う場合は、届出に基づく識別番号を表示した無人航空機（以下「対象機」という。）が当該飛行空域から逸脱しないことを監視し、並びに対象機及び登録原簿に登録を受け登録記号を表示した無人航空機以外の無人航空機（以下「対象外機」という。）の飛来を判別するため、次に掲げる措置を講じること。

(1) 無人航空機の飛行を監視するために必要な補助者の配置その他の措置

目視での監視を行う補助者を飛行空域内若しくはその周辺に配置し、以下の措置を講じること。

- ① 対象機を監視し、飛行空域から逸脱しそうになった場合等に操縦者に必要な助言を行うこと。
- ② 対象外機が飛来した場合に、必要に応じ当該機体の操縦者に飛行中止等の指示を行うこと。
- ③ ②の措置が出来ない場合、対象機と対象外機の判別が困難となった場合には補助者の指示に従い、対象機は飛行中止の措置を講じること。

(2) 飛行区域の範囲を明示するために必要な標識の設置その他の措置

対象機が飛行空域内において飛行していることを周囲の者が認識できるようにするため、以下のいずれかの措置を講じること。

- ① 操縦者からの目視内において、塀、柵、縁石、土地の境界線の表示又はそれらによる目印により、飛行区域の外縁が地上に全て示されていること。
- ② 標識（コーン、看板、既存の構造物その他の物件又は地面上の表示であって当該標識が飛行区域の外縁を示すものであることが示されているもの）をそれぞれの設置位置から両隣の標識が操縦者から視認できるように設置することにより、飛行区域の外縁が判別可能であること。

注）外縁が河川や草地などに存在する、境界線の表示や物件の設置が許容されていない等の理由で物理的に標識を設けることが困難である場合は、求めに応じて届出内容を提示すること等により届出に係る飛行区域の範囲を明示するため

の措置とすることができる。

5-2. 規則第 236 条第 6 項に基づく措置

(1) 無人航空機の表示

規則第 236 条第 6 項に基づき、対象機と登録原簿に登録済の無人航空機、対象外機及び他の届出に基づく無人航空機を区別するため、対象機には識別番号を物理的に機体へ表示しなければならない。

なお、表示の方法については、「無人航空機登録要領（令和 3 年 11 月 25 日制定国官参次官第 116 号）」の 7-1. に準ずる。

(2) 届出内容の携帯

届け出た飛行空域において無人航空機を飛行させる構成員は、以下の①又は②及び③を携帯し、必要に応じそれらを提示しなければならない。

- ① 届出事項及び届出番号を表示することができる端末
- ② 届出事項を印刷したものであって、地図上に描画された飛行区域の外縁又は飛行空域の全ての頂点の緯度経度が確認できるもの
- ③ 構成員であることを特定するためのラジコン関連団体が発行する識別番号を確認できるもの

5-3. 離着陸場所管理団体の代表者による管理及び確認

離着陸場所管理団体の代表者は、対象機が規則及び本要領に違反した状態とならないよう、また、届け出た飛行空域における対象機の飛行が規約等及び本要領に従って安全に実施されるよう、管理及び確認を行わなければならない。

6. その他留意事項

(1) 離着陸場所管理団体の規約等に関する事項

離着陸場所管理団体の規約等を含めるべき安全に関する事項は、次のとおりとする。

- ① 連絡体制及び緊急時の対応
- ② 飛行前及び飛行後の安全確認
- ③ 飛行中の安全確保
- ④ 離着陸場所の利用規約

(2) 複数の離着陸場所管理団体が共同で管理する離着陸場所での飛行について

複数の離着陸場所管理団体が共同で管理する離着陸場所にあつては、当該離着陸場所の利用規約、届出の飛行空域等は、当該離着陸場所を管理する離着陸場所管理団体間で統一した内容とすること。

(3) 他の離着陸場所管理団体が管理する飛行空域での飛行について

離着陸場所管理団体の構成員が、対象機を他の離着陸場所管理団体が管理する飛行空域において飛行させようとする場合は、飛行をさせようとする飛行空域を届け出た離着陸場所管理団体の了承を得た上で、当該離着陸場所管理団体が定める利用規約に基づく安全な飛行を行う場合に限り、2. (2)に基づく飛行を行うこと

(案)

ができる。

なお、了承を得たことを確認するため、当該飛行を行う構成員（同団体に所属する構成員が複数で利用する場合は、その利用代表者）は、飛行させようとする飛行空域を届け出た離着陸場所管理団体の利用規約を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

(4) 届出に必要なアカウント情報の追加又は変更等

届出に必要なアカウント情報の追加又は変更等を行う場合は、離着陸場所管理団体を特定するための番号、届出管理者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを付記し、電磁的方法（電子メール）により追加、変更の手続きを行うこと。

（登録システムによる手続は行えないため留意すること。）

・送付先：●●@mlit.go.jp

(5) 本届出の対象外となる飛行

法第 132 条の 85 第 1 項各号に掲げる空域における飛行又は法第 132 条の 86 第 2 項各号に掲げる方法によらない飛行（特定飛行）を行う場合は、本届出の対象外とする。

附則（令和 7 年国空無機第〇〇〇号）

この要領は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。